

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月13日

【四半期会計期間】 第90期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 株式会社ロイヤルホテル

【英訳名】 THE ROYAL HOTEL, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川崎 亨

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務チーム長 坊 傳 康 真

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務チーム長 坊 傳 康 真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第89期 第2四半期 連結累計期間	第90期 第2四半期 連結累計期間	第89期
会計期間		自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高	(百万円)	20,519	19,293	44,689
経常損益	(百万円)	538	463	954
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損益	(百万円)	572	1,688	2,695
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	469	1,655	2,921
純資産額	(百万円)	8,239	9,973	11,630
総資産額	(百万円)	48,993	40,504	46,367
1株当たり四半期(当期) 純損益	(円)	5.59	16.48	26.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			14.56
自己資本比率	(%)	16.8	24.6	25.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,027	2,089	4,497
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	469	808	8,067
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,559	29	10,067
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	1,822	2,453	5,321

回次		第89期 第2四半期 連結会計期間	第90期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純損益	(円)	5.12	19.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第89期第2四半期連結累計期間及び第90期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。
4. 印は経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失、1株当たり四半期純損失を表しております。
5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純損益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純損益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は下記のとおりであります。

当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングは、賃料減額確認請求訴訟及び反訴について、平成27年1月26日付で東京地方裁判所より賃料差額相当額及び遅延損害金の支払いを命じる判決を受けました。当社及び当社の子会社は、当該判決を不服として平成27年2月4日付で東京高等裁判所に控訴しておりましたが、平成27年9月9日付で、東京高等裁判所より、当社の子会社の請求を棄却する等の判決が言い渡されました。

当社及び当社の子会社としては、判決内容を踏まえ検討した結果、同判決を受け入れ、上告・上告受理申立は行わないこととしたため、前事業年度の有価証券報告書に記載した「(9)重要な訴訟について」は消滅しております。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、円安による輸入原材料等の仕入価格やエネルギーコストの上昇などもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

ホテル業界におきましては、円安や中国・東南アジア諸国に対するビザ発給要件の緩和の影響もあり、年間訪日外国人数が過去最高のペースで推移しており、宿泊需要は引き続き増加傾向にあります。

こうした環境下、当社は今年1月で創業80周年を迎えました。その記念スローガンとして「Royal Moment 特別な一瞬を、80年。」を掲げ、様々な記念商品や記念装飾・展示などを積極的に展開し販売促進を推進するなど、売上の増加と競争力の強化を図ってまいりました。

設備投資としては、今年5月にリーガロイヤルホテル広島の新レストラン「ALL Day Dining LUORE(ルオーレ)」をリニューアルオープンいたしました。お客様のご利用時間帯や目的に合わせ、幅広いシーンでご利用いただけます。

リーガロイヤルホテル(大阪)では、より多くのお客様にご宿泊いただけるようベッド数を40台増やし、好調なインバウンド需要のさらなる取り込みを図りました。今後も好調が見込まれる宿泊設備には、引き続き改装改修を行ってまいります。

また、中之島フェスティバルタワー・ウエストのホテルへの出店につきましては、優先交渉期間は終了いたしました。引き続き関係各社と交渉中であります。

なお、当社は平成27年11月13日開催の取締役会において、森トラスト株式会社との間で締結中の資本業務提携契約を見直し、その一部を変更するとともに、固定資産(信託受益権)を取得することを決議いたしました。訪日外国人客の増加で宿泊市況が活性化する等、ホテル事業の収益機会が増えており、当面現ホテルの営業を継続し、ますますの増加が見込まれる宿泊需要を最大限取り込んでまいります。詳細につきましては、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

このように様々な施策を進め、営業の強化に努めました結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、グループ各ホテルとも前年を上回りましたが、前連結会計年度にリーガロイヤルホテル京都を事業譲渡し、運営受託方式に切り替えたことにより、19,293百万円と前年同期比1,225百万円(6.0%)の減収となりました。

損益面では、営業利益551百万円(前年同四半期連結累計期間は営業損失368百万円)、経常利益463百万円(前年同四半期連結累計期間は経常損失538百万円)となりました。また、リーガロイヤルホテル東京の事業用資産について、今後の業績見通しを勘案し当該事業用資産の回収可能性を検討した結果、減損損失1,816百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する四半期純損失1,688百万円(前年同四半期連結累計期間は親会社株主に帰属する四半期純損失572百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ5,862百万円減少し40,504百万円となりました。

内訳では流動資産が同2,238百万円減少し6,902百万円となりました。これは現金及び預金が2,867百万円減少したこと等によります。固定資産は同3,624百万円減少し33,601百万円となりました。これは有形固定資産が2,333百万円減少したこと等によります。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ4,205百万円減少し30,530百万円となりました。これは訴訟損失引当金が2,039百万円減少したこと等によります。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1,657百万円減少し9,973百万円となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純損失の計上等によります。これにより自己資本比率は、前連結会計年度末の25.1%から24.6%になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、財務活動による資金の増加があったものの、営業活動及び投資活動による資金の支出により、前連結会計年度末と比べ2,867百万円減少し2,453百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動により使用した資金は、2,089百万円（前年同四半期連結累計期間は1,027百万円の収入）となりました。

これは主に訴訟損失引当金の減少額が2,039百万円あったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動により使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ339百万円増加し、808百万円となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出が、前年第2四半期連結累計期間は448百万円であったのに対し、当第2四半期連結累計期間が835百万円であったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動による資金の収入は、29百万円（前年同四半期連結累計期間は1,559百万円の支出）となりました。

これは主に借入金の純減少額が前年第2四半期連結累計期間は1,198百万円であったのに対し、当第2四半期連結累計期間は借入金の純増加額が321百万円であったこと等によります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	300,000
計	200,300,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	102,716,515	102,716,515	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は、 1,000株でありま す。
A種優先株式	300,000	300,000		(注)
計	103,016,515	103,016,515		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A)優先配当金

当社は、A種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、下記に定める額の剰余金(以下「本優先配当金」という。)を配当する。

但し、下記(B)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

優先配当金

イ. 本優先配当金の額は、本優先株式1株当たりの払込金額(5万円)にそれぞれの事業年度ごとに下記口で定める配当年率を乗じて算出した金額とする。但し、平成25年3月31日に終了する事業年度までの本優先配当金の支払いについては、その上限を1,000円とする。

ロ. 配当年率は、平成18年7月7日(払込期日)以降、翌年の3月31日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 0.75\%$$

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、平成19年3月31日までは平成18年7月7日及び同年10月1日の2時点、それ以降は、各年4月1日及びその直後の10月1日の2時点において、午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。平成18年7月7日、各年4月1日または10月1日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、同日、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円LIBOR(6ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。各年4月1日及び10月1日当日が銀行休業日の場合は、直前営業日に公表される数値を用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの期末配当金の額が本優先配当金に達しない場合においても、その差額は翌事業年度に累積しない。

非参加条項

本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて配当を行わない。

(B)優先中間配当金

イ。当社は中間配当を行うときは、本優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株当たりの払込金額にそれぞれの事業年度ごとに下記口で定める中間配当年率を乗じて算出した金額の2分の1に相当する金額(以下「本優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成25年3月31日に終了する事業年度までの本優先中間配当金の支払いについては、その上限を500円とする。

ロ。中間配当年率は、平成18年7月7日(払込期日)以降、翌年の9月30日までの各半期事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{中間配当年率} = \text{日本円TIBOR(6ヶ月物)} + 0.75\%$$

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、平成18年9月30日までは平成18年7月7日の時点、それ以降は、各年4月1日時点において、午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

その他の規定については、上記(A)優先配当金 口に準じるものとする。

(C)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5万円を支払う。本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(D)単元株式数

本優先株式の単元株式数は、1,000株とする。

(E)議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(F)種類株主総会

本優先株式については、会社法第322条第1項各号の決議を要しない。

(G)議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

(H)取得請求権

償還請求

本優先株主は、当社に対して、平成28年7月8日（払込期日後10年を経過した日）以後いつでも（ により取得請求をされる日を、以下「償還日」という。）、本優先株式1株につき5万円及び取得日の属する事業年度における本優先配当金額（取得日が4月1日から9月30日の場合、優先中間配当金額）に相当する額の合計額をもって、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

転換予約権

本優先株主は、当社に対して、下記に定める条件により、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該本優先株主に対して、本優先株式を取得することと引換えに、下記に定める条件で、当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）を交付するものとする。

イ．本優先株式を取得することを請求することができる期間

平成25年7月8日（払込期日後7年を経過した日）から平成43年7月6日までとする。

ロ．本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

（イ）本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類

当社普通株式

（ロ）本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数は、次の算式により算出されるものとし、本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社普通株式の数は、次の算出式により算出される「取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数」を本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の数で除した数とする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに交付} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が取得請求に際して} \\ \text{提出した優先株式の払込金額} \div \text{交付価額} \\ \text{の総額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数を生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付する。

ハ．交付価額

（イ）当初交付価額

当初交付価額は、346円80銭とする。

（ロ）交付価額の修正

平成26年4月1日以降平成43年4月1日までの毎年4月1日（以下「決定日」という。）以降、交付価額は、決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される（なお、上記45取引日の間に、下記（ハ）で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、修正後の交付価額は、下記（ハ）に準じて調整される）。但し、かかる算出の結果、決定日価額が当初交付価額の50%（以下「下限交付価額」という。但し、下記（ハ）による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の交付価額は下限交付価額とし、決定日価額が当初交付価額の200%（以下「上限交付価額」という。但し、下記（ハ）による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の交付価額は上限交付価額とする。

(八) 交付価額の調整

- (a) 交付価額(上記(ロ)の下限交付価額及び上限交付価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される。但し、次の()から()が適用される時点で、下記(c)に定める時価が存在しない場合は、時価を調整前交付価額と置き換えて交付価額調整式を適用するものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後交付価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- () 下記(c)に定める時価(上記(a)但書の場合は、調整前交付価額。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(但し、本号()又は()に記載の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券の転換、交換又は行使により当社普通株式が交付される場合を除く。)調整後交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日。以下同様とする。)の翌日以降、また、当社普通株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当社普通株式の株式分割をする場合
調整後交付価額は、株式分割によって増加する普通株式数(但し、株式分割の基準日において当社の有する当社普通株式にかかる増加株式数を除くものとする。)をもって新規発行・処分株式数とした上で交付価額調整式を準用して算出するものとし、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当社普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他の証券を発行する場合
調整後交付価額は、発行される新株予約権若しくは新株予約権付社債又はその他証券の全てが当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。但し、その当社普通株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、行使に際して交付される当社普通株式の対価が当該証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で残存する証券又は権利の全てが当該条件で行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- () 下記(c)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式(但し、本号()に該当するものを除く。)を発行する場合
調整後交付価額は、発行された取得条項付株式の全てがその時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

() 上記() 乃至() の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記() 乃至() にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本優先株式の取得に換えて当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加して交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \frac{\text{調整前交付価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の転換価額を乗じた金額を支払う。但し、1円未満の端数は切り捨てる。

() 上記() 及び() における対価とは、当該株式又は新株予約権の発行に際して払込みがなされた額から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

(b) 当社は、上記(八)(a)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な交付価額の調整を行うものとする。

() 合併、資本の減少又は普通株式の併合等により交付価額の調整を必要とする場合

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とする場合

() 交付価額を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

(c) 交付価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後交付価額を適用する日(但し、上記(a)() の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)又は(b)に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(a)又は(b)に準じて調整される。

(d) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。

- (e) 交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日が定められている場合はその日、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。）とする。また、上記（a）（ ）の場合には、交付価額調整式で使用する新規発行・処分普通株式数は、基準日における自己株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。さらに、上記（a）（ ）乃至（ ）のいずれにかにより交付価額の調整を算出するにあたり（以下「現調整時」という。）、当該調整式における調整前交付価額が当社の普通株式、当社の普通株式が交付される取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債を含む。）並びに当社の普通株式が交付される取得条項付株式、取得条項付新株予約権若しくは新株予約権付社債（取得条項付新株予約権が付されているものに限る。）の交付により調整されている場合（又は当該調整が下記（f）但書により考慮されたものである場合）、当該調整を算出するために交付されたものとみなされた当社の普通株式数が、現調整時において実際に交付された当社の普通株式を上回る限りにおいて、当該交付価額調整式の既発行普通株式数を確定するため、現調整時において交付されていない当社の普通株式は、交付されたものとみなすものとする。
- (f) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。但し、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(I)取得条項

強制償還

当社は、いつでも当社取締役会において定める日（以下「取得日」という。）に、下記の価額をもって、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。本優先株式の一部を取得する場合は、抽選による。

平成18年7月7日から平成25年7月7日まで本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad 102\%$$

平成25年7月8日以降本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad \frac{\text{取得日における当社普通株式の時価} \quad \times \quad 93\%}{\text{取得日における交付価額}}$$

但し、以下に定める金額を下限とする。

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad (1 + \text{取得日における配当年率 (取得日が4月1日から9月30日の場合は中間配当年率)}) \text{ (それぞれ、2\%を下限とする。)})$$

強制転換

当社は、平成43年7月6日までに取得請求が行われなかった本優先株式については、平成43年7月7日（以下「一斉取得日」という。）をもって、そのすべてを取得するものとする。

当社は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（但し、終値のない日数は除き、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。但し、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数、又は、当該平均値が上限交付価額を上回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該上限交付価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月30日 (注)		普通株式 102,716,515 A種優先株式 300,000	4,873	13,229	14,980	-

(注) 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成27年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	19,613	19.04
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	19,175	18.61
サントリーホールディングス株式会社	大阪市北区堂島浜2丁目1番40号	10,267	9.97
関電不動産株式会社	大阪市北区中之島6丁目2番27号	4,100	3.98
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	3,224 (300)	3.13
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町4丁目1番2号	2,923	2.84
株式会社竹中工務店	大阪市中央区本町4丁目1番13号	2,763	2.68
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	1,615	1.57
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,560	1.51
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋3丁目9番4号	1,330	1.29
計		66,571 (300)	64.62

(注) 1 所有株式数の()内書きは、A種優先株式であります。

2 三井住友ファイナンス&リース株式会社は、平成27年10月1日付で本社所在地が東京都千代田区丸の内1丁目3番2号に変更されております。

所有議決権数別

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	19,613	19.20
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	19,175	18.77
サントリーホールディングス株式会社	大阪市北区堂島浜2丁目1番40号	10,267	10.05
関電不動産株式会社	大阪市北区中之島6丁目2番27号	4,100	4.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	2,924	2.86
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町4丁目1番2号	2,923	2.86
株式会社竹中工務店	大阪市中央区本町4丁目1番13号	2,763	2.70
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	1,615	1.58
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,560	1.53
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋3丁目9番4号	1,330	1.30
計		66,270	64.87

(注) 三井住友ファイナンス&リース株式会社は、平成27年10月1日付で本社所在地が東京都千代田区丸の内1丁目3番2号に変更されております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 300,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 270,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 102,164,000	102,164	
単元未満株式	普通株式 282,515		
発行済株式総数(普通株式)	102,716,515		
発行済株式総数(A種優先株式)	300,000		
総株主の議決権		102,164	

(注) 1 「無議決権株式」欄のA種優先株式の内容については、第3〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕〔発行済株式〕の(注)に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ロイヤルホテル	大阪市北区中之島 5丁目3番68号	270,000		270,000	0.26
計		270,000		270,000	0.26

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,323	2,455
売掛金	2,666	2,012
原材料及び貯蔵品	345	362
その他	806	2,073
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	9,141	6,902
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	69,901	68,326
減価償却累計額	52,293	53,258
建物及び構築物（純額）	17,607	15,067
土地	1,062	1,062
リース資産	2,860	2,827
減価償却累計額	1,030	1,156
リース資産（純額）	1,830	1,671
その他	5,789	6,182
減価償却累計額	4,749	4,778
その他（純額）	1,039	1,404
有形固定資産合計	21,540	19,206
無形固定資産		
リース資産	423	344
その他	67	64
無形固定資産合計	490	409
投資その他の資産		
差入保証金	13,155	13,154
その他	2,041	833
貸倒引当金	2	1
投資その他の資産合計	15,194	13,985
固定資産合計	37,225	33,601
資産合計	46,367	40,504

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,440	1,042
短期借入金	2,827	10,393
賞与引当金	179	253
その他	5,194	3,255
流動負債合計	9,641	14,944
固定負債		
長期借入金	7,777	532
退職給付に係る負債	5,795	5,798
訴訟損失引当金	2,039	-
商品券回収損引当金	162	166
資産除去債務	2,338	2,350
その他	6,980	6,737
固定負債合計	25,094	15,586
負債合計	34,736	30,530
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,102	13,229
資本剰余金	14,980	-
利益剰余金	21,398	3,233
自己株式	54	56
株主資本合計	11,629	9,938
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15	9
土地再評価差額金	641	641
退職給付に係る調整累計額	655	617
その他の包括利益累計額合計	1	34
純資産合計	11,630	9,973
負債純資産合計	46,367	40,504

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	20,519	19,293
売上原価	5,107	4,651
売上総利益	15,412	14,641
販売費及び一般管理費		
水道光熱費	1,441	1,230
人件費	1 7,213	1 6,292
諸経費	1 7,125	1 6,567
販売費及び一般管理費合計	15,780	14,090
営業利益又は営業損失()	368	551
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	2	2
債務勘定整理益	7	7
その他	19	22
営業外収益合計	31	33
営業外費用		
支払利息	186	104
その他	14	17
営業外費用合計	200	121
経常利益又は経常損失()	538	463
特別損失		
減損損失	-	2 1,816
訴訟関連損失	-	3 256
固定資産除却損	33	12
リース解約損	14	-
特別損失合計	47	2,084
税金等調整前四半期純損失()	585	1,621
法人税、住民税及び事業税	26	103
法人税等調整額	40	36
法人税等合計	13	67
四半期純損失()	572	1,688
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失()	572	1,688

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純損失()	572	1,688
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	6
退職給付に係る調整額	108	38
その他の包括利益合計	102	32
四半期包括利益	469	1,655
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	469	1,655
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	585	1,621
減価償却費	1,468	1,331
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	-	2,039
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	45	41
賞与引当金の増減額(は減少)	8	74
減損損失	-	1,816
固定資産除却損	33	12
リース解約損	14	-
受取利息及び受取配当金	4	4
支払利息	186	104
売上債権の増減額(は増加)	245	653
原材料及び貯蔵品の増減額(は増加)	11	16
仕入債務の増減額(は減少)	296	398
未払費用の増減額(は減少)	194	428
未払消費税等の増減額(は減少)	152	820
その他	181	270
小計	1,176	1,567
法人税等の支払額	148	522
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,027	2,089
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	448	835
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	10
貸付けによる支出	16	11
貸付金の回収による収入	23	18
利息及び配当金の受取額	4	4
その他	31	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	469	808
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	223	758
長期借入れによる収入	50	500
長期借入金の返済による支出	1,471	937
利息の支払額	186	108
その他	175	183
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,559	29
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,001	2,867
現金及び現金同等物の期首残高	2,823	5,321
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,822	2,453

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間

(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を
資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたし
ました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による
取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更
いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行って
おります。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結
財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社
株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載
し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却
に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載して
おります。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業
分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来に
わたって適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額ははありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 人件費及び諸経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
人件費 給与手当等	4,915百万円	4,249百万円
賞与引当金繰入額	242百万円	253百万円
退職給付費用	384百万円	264百万円
福利厚生費	789百万円	703百万円
業務委託費	843百万円	784百万円
諸経費 地代家賃	1,818百万円	1,811百万円
減価償却費	1,468百万円	1,331百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	0百万円

2 減損損失

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
ホテル	東京都新宿区	建物	1,656百万円
		その他	160百万円
		合計	1,816百万円

当社グループは減損損失の算定にあたって、概ね独立のキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、原則として個々のホテルを基本単位として資産のグルーピングを行っております。

今後の業績見通し等を勘案した結果、上記の資産グループについては、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

3 訴訟関連損失

三井住友信託銀行株式会社との係争事案に関して、東京地方裁判所の第一審判決及び東京高等裁判所の第二審判決を受けて、主に当第2四半期連結累計期間の賃料差額相当額138百万円及び遅延損害金相当額112百万円を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金	1,824百万円	2,455百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	2百万円	2百万円
現金及び現金同等物	1,822百万円	2,453百万円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社グループは、内外顧客の宿泊・料理飲食・貸席等を中心とするホテル経営及びホテル附帯業務を事業内容としております。商品やサービスの内容、商品の販売方法、サービスの提供方法、販売市場が類似しており、経営資源の配分の決定及び業績評価は当社グループ全体で行っていること等から判断して、事業セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社グループは、内外顧客の宿泊・料理飲食・貸席等を中心とするホテル経営及びホテル附帯業務を事業内容としております。商品やサービスの内容、商品の販売方法、サービスの提供方法、販売市場が類似しており、経営資源の配分の決定及び業績評価は当社グループ全体で行っていること等から判断して、事業セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり四半期純損益	5.59円	16.48円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損益(百万円)	572	1,688
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損益(百万円)	572	1,688
普通株式の期中平均株式数(株)	102,455,713	102,449,163

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 重要な資産の取得について

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、森トラスト株式会社（以下「森トラスト」）との間で締結中の資本業務提携契約を見直し、その一部を変更するとともに、固定資産（信託受益権）を取得することを決議いたしました。

(1) 固定資産（信託受益権）取得の理由

当社は、森トラストとの間で、平成23年9月16日付で資本業務提携契約を締結し、経営の効率化、財務体質の改善、森トラストとの再開発事業に向けた協働、平成33年9月を目途とするリーガロイヤルホテル（大阪）の建替えを視野に入れた戦略の構築に取り組んでまいりました。

同時に、当社、森トラスト及び関電不動産株式会社（以下「関電不動産」）の3社で「開発事業に関する覚書」を締結し、検討・協議を進めてまいりましたが、今般、以下の観点から、「資本業務提携契約」の一部を変更、「開発事業に関する覚書」については解消するとともに、リーガロイヤルホテル（大阪）の底地（持分の割合は森トラスト90%、関電不動産10%。以下、「本件土地」）のうち、森トラスト所有の共有持ち分全部について当社が取得することといたしました。

資本業務提携契約を通じて、ホテルオペレーションの効率化などを実行して収益力が改善。併せて業績管理の精緻化、月次決算の早期化も実現し、「経営の効率化」の当初の目的を達したこと。

平成23年3月末有利子負債453億円から、平成27年9月末134億円にまで負債圧縮を進めて、「財務体質の改善」を果たしたこと。

事業環境の変化を受けて、森トラストとの底地の保有を通じた再開発事業の協働関係を発展的に解消し、当社独自の成長戦略を多面的に検討・推進することが当社の企業価値の最大化につながると思われること。

東京オリンピックの開催決定や訪日外国人客の増加で宿泊市況が活性化する等、ホテル事業の収益機会が増えており、当面現ホテルの営業を継続する方が当社の企業価値の向上に資すると思われること。地権者間の調整についても今しばらく時間を要することに加え、足許建築コストも高止まりしているなかで、仮に目途としていた平成33年9月迄に建替えを行うとすれば、かかる収益機会を喪失することになること。

茲許、関西圏の客室不足が課題となっている中、建替えを延期して現在の宿泊需要に応えることが昨今の社会的要請にも適うこと。

今後は、現ホテルでの収益機会の最大化を図りながら、中之島5丁目最大の地権者として同地区の再開発事業に主体的かつ積極的に関与することにより、新ホテルの建替えを含む中之島西部地区の再開発の実現を図ります。なお、当社では11月1日付で中之島5丁目の再開発を中心に取り扱うプロジェクトチームを発足させ、社内体制を整えております。

(2) 取得資産（信託受益権）の概要

取得資産の種類		不動産信託受益権
土地	所在地	大阪市北区中之島5丁目1番1他
	面積	全体30,162.09㎡うち、持分割合10分の9
	所有・それ以外の別	所有権（共有）
信託受託者		株式会社S M B C 信託銀行
取得価額		270億円
取得先		森トラスト株式会社
現況		リーガロイヤルホテル（大阪）敷地

(注) 関電不動産が保有する持分以外の共有持ち分10分の9が取得対象です。

(3) 取得先の概要

名称	森トラスト株式会社	
所在地	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森 章	
事業内容	都市開発、ホテルの経営及び投資事業	
資本金	100億円	
設立年月日	昭和45年6月	
大株主及び持株比率	株式会社森トラスト・ホールディングス 100%	
上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当該会社は当社普通株式19,175千株（発行済株式総数の18.61%）を保有しております。
	人的関係	当該会社の関係会社の取締役1名が、当社の社外取締役を兼務しております。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の主要株主であるため、関連当事者に該当します。

(4) 固定資産（信託受益権）取得の日程

取締役会決議日	平成27年11月13日
契約締結日	平成27年11月17日（予定）
物件引渡日	平成27年11月17日（予定）

(5) 事業用定期借地権設定契約変更契約の締結

不動産信託受益権の取得に伴い、平成23年9月に森トラスト及び関電不動産と締結しておりました事業用定期借地権設定契約に関して、当社は、平成27年11月17日に不動産管理信託契約上の所有者となるS M B C信託銀行及び関電不動産との間で変更契約を締結し、契約期限を当初の平成33年9月29日から、平成47年11月16日に変更し、引き続き、本件土地におけるホテル運営を継続してまいります。

なお、関電不動産とは、中之島西部地区の再開発の実現に向けて、改めて「新開発事業に関する覚書」を締結し、協働関係を維持いたします。

(6) 損益等に与える影響

不動産信託受益権の取得に伴い、取得資金に充当する借入金の支払利息が増加する一方、森トラストへの賃料はなくなる見込みです。また平成27年11月17日の事業用定期借地権設定契約の変更に伴い、リーガロイヤルホテル（大阪）の建物等の償却年数が延長（契約期限が当初の平成33年9月29日から平成47年11月16日に変更）になるため、減価償却費が減少する見込みであります。

これにより当連結会計年度の損益に与える影響は、営業利益が約400百万円、経常利益が約300百万円増加する見込みであります。また、償却年数延長により、繰延税金負債が減少することで法人税等調整額も減少するため、親会社株主に帰属する当期純利益は約400百万円増加する見込みであります。

2. 多額な資金の借入について

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、下記のとおり資金の借入を行うことを決議いたしました。

(1) 資金借入の理由

当社は、固定資産（信託受益権）の取得資金に充当するため、資金の借入を行うものであります。

(2) 借入の内容

借入先	株式会社三井住友銀行
借入金額	270億円
借入金利	市場金利を参考にした変動金利
借入実行日	平成27年11月17日
借入期間	3年2ヵ月
担保の種類	信託受益権に質権設定

(3) 損益等に与える影響

不動産信託受益権の取得に伴い、当連結会計年度において、取得資金に充当する借入金の支払利息が約110百万円増加する見込みであります。

3. 会社分割による子会社設立について

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、許認可等の条件が整うことを前提に、当社のリーガロイヤルホテル東京（東京都新宿区、以下「本施設」）に関する事業（以下「本事業」）を会社分割し、新たに設立する株式会社リーガロイヤルホテル東京に承継することを決議いたしました。

(1) 会社分割の目的

当社グループは、平成6年5月の開業以来、本施設を営んでまいりましたが、当社の子会社である株式会社アー・ピー・ビルディングが賃借しているリーガロイヤルホテル東京に関する賃料減額確認請求訴訟の終結に伴い、今後の事業展開を検討した結果、新設する子会社に本事業を承継させることにより、本事業を分社化することを決定いたしました。本事業の分社により、迅速な意思決定を行い、経営効率の向上を図り、収益体質の強化を図ります。

(2) 会社分割の要旨

会社分割の日程

新設分割計画の取締役会承認 平成27年11月13日

分割期日（効力発生日） 平成28年2月1日（予定）

なお、当社が新設会社に承継する資産内容及び金額につきましては、当社の総資産の5分の1を超えないため、本会社分割は会社法第805条の規定に基づき株主総会による新設分割計画の承認を得ずに行います。

会社分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社リーガロイヤルホテル東京を新設会社とする新設分割（簡易新設分割）といたします。

会社分割に係る割当の内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式10,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当て交付し当社の完全子会社となります。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行する新株予約権の取扱いについて、本会社分割による変更はありません。当社は新株予約権付社債を発行していません。

分割により減少する資本金

本会社分割に際して資本金の減少はありません。

新設会社が承継する権利義務

新設会社は、当社が本事業に関連して有する資産、負債、契約、その他の権利義務を分割計画に定める範囲において承継いたします。

債務履行の見込み

本会社分割において、当社及び新設会社が負担すべき債務履行については、履行の確実性に問題ないと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

項目	分割会社 [平成27年3月31日現在]	新設会社 [平成28年2月1日予定]
商号	株式会社ロイヤルホテル	株式会社リーガロイヤルホテル東京
事業内容	ホテル事業	ホテル事業
設立年月日	昭和7年2月10日	平成28年2月1日(予定)
本店所在地	大阪市北区中之島5丁目3番68号	東京都新宿区戸塚町1丁目104番地19
代表者	代表取締役社長 川崎 亨	代表取締役社長 五弓 博文
資本金	18,102百万円(注)	10百万円
発行済株式数	普通株式 102,716,515株 優先株式 300,000株	10,000株
純資産	13,831百万円	30百万円(概算)
総資産	40,920百万円	1,388百万円(概算)
決算期	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	アサヒビール株式会社 19.04% 森トラスト株式会社 18.61% サントリーホールディングス株式会社 9.97% 関電不動産株式会社 3.98% 株式会社三井住友銀行 3.13%	株式会社ロイヤルホテル 100%

(注) 平成27年7月30日の資本減少手続きにより、現在の資本金は13,229百万円になっております。

(4) 分割会社の最近3年間の財政状態及び経営成績(連結)

決算期		平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
純資産	(百万円)	8,201	7,917	11,630
総資産	(百万円)	54,880	51,245	46,367
1株当たり純資産	(円)	66.35	69.12	32.88
売上高	(百万円)	45,416	45,378	44,689
営業利益	(百万円)	1,022	1,153	1,272
経常利益	(百万円)	563	761	954
当期純利益	(百万円)	552	561	2,695
1株当たり当期純利益	(円)	5.40	5.48	26.31

(5) 分割する事業部門

分割する事業の内容

リーガロイヤルホテル東京におけるホテル事業

分割する事業の平成27年3月期における経営成績

	分割する事業部門の 経営実績(a)	分割会社(単体)の 実績(b)	比率(a/b)
売上高	3,761百万円	31,506百万円	11.9%

(注) なお、平成27年3月期の売上高には、平成27年3月27日に事業譲渡いたしましたリーガロイヤルホテル京都の売上高5,829百万円が含まれております。

分割する資産及び負債の項目ならびに金額(平成27年3月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,140百万円	流動負債	322百万円
固定資産	247百万円	固定負債	1,036百万円
合計	1,388百万円	合計	1,358百万円

(注) 当社の分割する資産及び負債については、上記金額に分割期日前日までの増減を加除した上で確定いたしますので、実際に承継する金額は上記金額と異なる可能性があります。

(6) 会社分割後の当社の状況

本会社分割による当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期の変更はありません。

(7) 損益等に与える影響

本会社分割は当社による単独新設分割であるため、当連結会計年度において、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングが賃借している「リーガロイヤルホテル東京」に関し、賃貸人である住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）に対して、平成21年3月分以降の賃借料につき、平成22年8月10日付で借地借家法第32条に基づく賃料減額確認請求訴訟を提訴する一方、賃貸人からは平成23年2月4日付で賃料請求の反訴が提起されておりました。

本訴訟に関し、平成27年1月26日付で、東京地方裁判所より、当社の子会社の請求を棄却し、平成26年1月16日までの賃料差額相当額及び遅延損害金1,478百万円並びに同1月17日以降賃料差額相当額1,126百万円を完済するまでの遅延損害金を支払え等の判決が言い渡されました。

本判決に対して、当社の子会社は平成27年2月4日付で東京高等裁判所に控訴しておりましたが、平成27年9月9日付で、東京高等裁判所より、当社の子会社の請求を棄却する等の判決が言い渡されました。

これにより、当社グループが所有する「リーガロイヤルホテル東京」の事業用資産について、今後の業績見通し等を勘案し当該事業用資産の回収可能性を検討した結果、減損損失1,816百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、当社及び当社の子会社としては、判決内容を踏まえ検討した結果、同判決を受け入れ、上告・上告受理申立は行わないことといたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

株式会社ロイヤルホテル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 裕 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 智 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロイヤルホテルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロイヤルホテル及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象「1. 重要な資産の取得について」に記載しているとおり、会社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、森トラスト株式会社から固定資産（信託受益権）を取得することを決議している。
 - 重要な後発事象「2. 多額な資金の借入について」に記載しているとおり、会社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、固定資産（信託受益権）の取得資金に充当するため、資金の借入を行うことを決議している。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。